

出荷制限期間中の牛が と畜場へ搬入！！

令和4年7月及び8月、十勝管内の牛が出荷制限期間中にと畜場へ搬入される事案が発生しました。

両事例とも畜産物が流通することはありませんでしたが、と畜場出荷時は投薬歴を確認し、出荷制限期間中の家畜を出荷することがないように徹底願います。

【出荷時のポイント】

- 投薬歴を確認し、出荷制限期間中でないことを確認
- と畜検査申請時に病歴及び投薬歴を申告
(牛：直近3ヶ月、牛以外：直近2ヶ月)
- ワクチン等（生物学的製剤）接種後20日以内の出荷は控える

**出荷制限期間があるのは
抗生剤だけではありません！**

出荷の際の注意事項の詳細については、と畜場へ確認するようお願いします。